\bigcirc

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)(抄)

(第五条関係)

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)(抄)(第五条関係)

(法第八条第三号の公共施設) して必要と認めるものとする。 (法第八条第三号の公共施設) して必要と認めるものとする。 (法第八条第三号の公共施設) (法第八条第三号の公共施設)	(法第三条第二項第三号の施設) (法第三条第二項第三号の施設) (法第三条第二項第三号の施設) (法第三条第二項第三号の施設) (法第三条第二項第三号の施設) (国の補助) (国の相助) (国の相助)	改 正 案
認めるものとする。 (法第七条第三号の公共施設)	の範囲及びその算定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	現

(法第八条第五号の施設の整備)

おける共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。 第五条 法第八条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内に

(国の普通財産の譲与等)

第六条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定 第六条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定 を行うことができる。ただし、市町村又は都道府県における当 は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県に対して、同表の のの用に供する場合には、当該市町村又は都道府県に対して、同表の 区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又 区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又 区分に応じ、当該普通財産を無償又は利益をあげる場合には、これら で行うことができない。

る道路 項第二号に規定する移転者(以 施設 住宅団地において法第三条第二 して設置される排水路を除く。 広場及び排水施設 る飲用水供給施設、 住宅団地に係る第四条に規定す れる排水路を含む。 住宅団地に係る第四条に規定す 「移転者」という。)に賃貸 (道路に附属して設置さ (道路に附属 集会施設、 以下同じ。 対価による譲渡又は貸付け時価からその七割以内を減 無償貸付け 譲与又は無償貸付け 普通財産の譲渡又は貸付けの方法 一価からその七割以内を減額した

(法第七条第五号の施設の整備)

おける共同作業所、共同加工所又は共同倉庫の設置とする。 第四条 法第七条第五号に規定する政令で定めるものは、住宅団地内に

(国の普通財産の譲与等)

第五条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定等五条 国は、集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県における当該施設の運用が営ができる。ただし、市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けること普通財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、市町村又は都道府県に対して、同表の区分に応じ、当該ができる。ただし、市町村又は都道府県における場合には、当該市町村又は都道府県において普通財策五条 国は、集団移転促進事業計画に基づいて法第二条第二項に規定

下項住「第宅) し広る住 て場飲宅	⁾ れる住 る道宅	施設
下「移転者」という。)に賃貸項第二号に規定する移転者(以住宅団地において法第三条第二)) れる排水路を含む。以下同じ。 る道路(道路に附属して設置さ 住宅団地に係る第三条に規定す	
対価による譲渡又は貸付け時価からその七割以内を減額した	無償貸付け	譲与又は無償貸付け	普通財産の譲渡又は貸付けの方法

用 地
的で
都道
建設
設